平成 30 年度（2018 年度）

公益財団法人ヒロセ国際奨学財団外国人留学生奨学生募集要項

（酒井メモリアルスカラシップ）

１．応募資格

（１）日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生

（２）大学の学部又は大学院に在学する者で、理工学系関連分野を専攻する者

（３）平成 30 年 4 月 1 日現在で 35 歳以下の者

（４）修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者

（５）学業、人物ともに優秀であり、健康である者

（６）日本語検定試験Ｎ2 以上に合格した者

（７）国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者

（８）奨学生交流会（年 4 回を予定。うち 1 回は研修旅行）に出席できる者

注）なお、日本での留学中、更に他の国への留学（交換留学、短期又は中長期留学を問わず）を希望する者は除外します。

２．新規募集人員　17 名程度（財団の年間奨学生　約 150 名）

３．対象学年

学部学生　：平成 30 年（2018 年）4 月に正規生として在学する者

大学院学生：平成 30 年（2018 年）4 月に正規生として在学する者

学部学生、大学院学生ともに、所定の最小限の修業年限内の者（いわゆる留年なし）を原則とするが、博士（後期）課程において標準修業年限を越えて在学する者についても、申請可とする。

４．奨学金

学部学生　　月額１５万円

大学院生　　月額２０万円

５．奨学金支給期間

原則として、平成 30 年（2018 年）4 月から 1 年間。ただし、特に成績優秀な者及び当財団の交流事業を理解する者については、その後 1 年ごとに更新し、所属する学部又は研究科の標準年限まで延長可とする。

６．応募方法

大学の推薦により、申請を受け付ける。

7．応募の手続き

次の書類を揃え、在学する大学において指定する日までに、大学の事務局に提出する。記載漏れ、乱雑な記入の書類は受け付けない。

（1）奨学金申請書（所定の様式）：
（2）履歴書（所定の様式）
（3）身上書（所定の様式）
（4）在学証明書：大学院各課程入学予定者は、合格通知書（入学許可書）の写し
（5）在留カードの写し（住所、氏名、在留資格の確認のため）
（6）成績証明書：現課程のもの。入手不可能の場合は、前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等
（7）推薦理由書（学部長又は指導教員による封緘書）：Ａ４用紙で１頁

8．選考及び決定

推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事長が奨学生を決定する。一大学において、「採用者なし」もあり得る。

なお、選考においては、必要に応じ、面接を行うことがある。

採用決定者については、5月上旬に大学及び本人に通知する。

9．奨学金の支給の停止又は打切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがある。

（1）病気等により又は理由なく長期（1ヵ月以上）欠席したとき
（2）休学又は外国へ留学（短期、交換留学を含む）したとき
（3）在学する大学における学籍を失ったとき
（4）学則により処分を受けたとき
（5）学業成績又は素行が甚だ不良のとき
（6）事前の連絡なく奨学生交流会を欠席したとき
（7）妊娠、出産等で学業が一時継続できなくなると判断されるとき
（8）応募書類及び報告書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
（9）その他留学生としての資格を失ったとき
（10）本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は迷惑をかけたとき

10．報告書の提出

奨学生は、理事長から要求があったときは、学習・研究の状況（学業成績を含む。）及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

11．注意事項

この要項に記載してあることについて不明の点があれば、大学の事務局に照会すること。